二　当該外国証券情報受領者に対する当該外国証券情報のファクシミリ装置を用いた送信（当該外国証券情報が当該外国証券情報受領者において文書として受信できる場合であって、当該外国証券情報受領者が当該方法による外国証券情報の提供について同意した場合に限る。）

三　当該外国証券情報の電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）又はインターネットその他の電気通信回線を用いる送信（当該外国証券情報が当該外国証券情報受領者において電子計算機を使用して文書に変換できるものである場合であって、当該外国証券情報受領者が当該方法による外国証券情報の提供について同意した場合に限る。）

四　外国証券情報が公表されているホームページアドレスに関する情報その他外国証券情報を閲覧する方法に関する情報の提供又は公表（当該外国証券情報受領者が当該方法による外国証券情報の提供又は公表について同意した場合に限る。）

2　法第二十七条の三十二の二第二項の規定により外国証券情報を提供し、又は公表する金融商品取引業者等は、同項の請求があったとき又は第十五条第一項各号に掲げる場合に該当することとなったときには、遅滞なく外国証券情報を提供し、又は公表しなければならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第十二条関係）

有価証券	情報
令第二条の十二の三第一号に掲げる有価証券	1　発行者情報 (1)　発行者の名称 (2)　発行者の概要 (3)　財政の概要 2　証券情報 (1)　有価証券の名称 (2)　発行地及び上場・非上場の区分（上場している場合は上場している外国の金融商品取引所（令第二条の十二の三第四号ロに規定する外国の金融商品取引所をいう。以下同じ。）） (3)　発行日 (4)　発行額 (5)　利率及び利払金の決定方法 (6)　利払日 (7)　償還期限 (8)　償還金額及び償還金の決定方法 (9)　受託会社又は預託機関 (10)　担保又は保証に関する事項 (11)　他の債務との弁済順位の関係 (12)　格付に関する事項及び当該格付に係る格付機関の名称（格付が付されている場合に限る。） 3　第十五条第一項各号に掲げる場合に該当するときはその旨及びその内容
令第二条の十二の三第二号に掲げる有価証券	1　発行者情報 (1)　発行者の名称 (2)　発行者の概要 (3)　財政の概要

	2　証券情報 (1)　有価証券の名称 (2)　発行地及び上場・非上場の区分（上場している場合は上場している外国の金融商品取引所） (3)　発行日 (4)　発行額 (5)　利率及び利払金の決定方法 (6)　利払日 (7)　償還期限 (8)　償還金額及び償還金の決定方法 (9)　受託会社又は預託機関 (10)　担保又は保証に関する事項 (11)　他の債務との弁済順位の関係 (12)　格付に関する事項及び当該格付に係る格付機関の名称（格付が付されている場合に限る。） 3　第十五条第一項各号に掲げる場合に該当するときはその旨及びその内容
令第二条の十二の三第三号に掲げる有価証券	1　発行者情報 (1)　発行者の名称 (2)　発行者の所在地 (3)　発行者の概要（発行者設立の準拠法並びに設立の目的、設立の根拠、法的地位及び設立年その他の事項） (4)　経理の概要 2　証券情報 (1)　有価証券の名称 (2)　発行地及び上場・非上場の区分（上場している場合は上場している外国の金融商品取引所） (3)　発行日 (4)　発行額 (5)　利率及び利払金の決定方法 (6)　利払日 (7)　償還期限 (8)　償還金額及び償還金の決定方法 (9)　受託会社又は預託機関 (10)　担保又は保証に関する事項 (11)　他の債務との弁済順位の関係 (12)　発行、支払及び償還に係る準拠法 (13)　格付に関する事項及び当該格付に係る格付機関の名称（格付が付されている場合に限る。） 3　第十五条第一項各号に掲げる場合に該当するときはその旨及びその内容